

河底審第2号
令和元年12月27日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会
会長 石垣 泰輔

河川における底質浄化について（答申）

令和元年7月31日付け、河環第1208号による諮問に対し、令和元年7月31日付け、河底審第1号により行った答申において付した条件に関して、下記のとおり答申します。

記

神崎川下流エリア（猪名川合流点から河口まで）における河床掘削工事に伴うダイオキシン類汚染底質対策について

「神崎川下流エリア（猪名川合流点から河口まで）における河床掘削工事に伴うダイオキシン類汚染底質対策」に係る令和元年7月31日付けの答申に付した条件である「覆砂対策を行った区間におけるモニタリング」について審議した結果、別紙のとおりモニタリングを実施することは妥当である。

覆砂工事を行った区間におけるモニタリングについて

覆砂対策を行った区間において、覆砂の状況を確認するために以下のとおりモニタリングを実施すること。ただし、覆砂対策を行った区間におけるモニタリングの結果、ダイオキシン類に汚染された底質の上部から現況河床までのダイオキシン類の濃度が **150pg-TEQ/g** 以下である層（以下、「適合層」という。）の厚さが十分でないことが確認された場合には、対応について検討すること。

（1）モニタリングの基本的な考え方

- ①覆砂対策区間ごとに、汚染層の露出を防ぐ適合層の厚さを把握する。
- ②一定期間における河床高の追跡調査により、適合層の層厚が変化していないことを把握する。
- ③河床高調査によって適合層の厚さが維持されている、あるいは減少していても大きくは減少していないと判断された場合、モニタリング休止判断のための適合層調査（2回目）を実施する。
- ④2回目の適合層調査において適合層が適切な厚さで継続的に存在することが確認された場合、モニタリングを休止する。
- ⑤上記のいずれかの過程において、適合層が存在しない、あるいは減少が続く場合、追加対策を検討する。

（2）モニタリング地点の選定

- ・モニタリング地点は、以下のとおり覆砂層の直下のダイオキシン類濃度に応じて選定すること。
 - 1,000pg-TEQ/g 超**：覆砂工事の施工単位ごとに1地点
 - 1,000pg-TEQ/g 以下**：流下方向 **250m** ごとに1地点
- ・モニタリング地点は原則として当該区間のおおむね中心を選定するが、橋脚の近傍など洗堀されやすいと考えられる箇所がある場合は、必要に応じて別途地点を追加すること。

（3）モニタリング実施手順

別図のとおり

